

平塚市地域共創ポイント事業
『取扱加盟店及びマネー取扱店』募集要項

本事業は、ひらつか☆スターライトポイントアプリを使用した地域共創ポイント事業です！

電子マネー類似機能（行政ポイント含む） ひらつか☆スターライトマネー （以下「マネー」）
ふるさと納税返礼品 ひらつか☆スターライトマール （以下「マール」）



チャージ店・・・現金と引き換えにマネーを利用者の端末（スマホ）にチャージする店舗

加盟店・・・マネーを使用できる店舗

マール取扱店・・・加盟店のうちマール取扱店になることを希望する店舗で、国の定める
地場産基準に適合する店舗

1 マネー概要

- (1) 名 称 ひらつか☆スターライトマネー
- (2) 購入対象 居住地の制限なし
- (3) 販売価格 1 マネー 1 円
- (4) 保有限度 1 人あたり 110,000 円
※保有限度額を超えない範囲で繰り返しチャージが可能
※保有限度額が変更になる場合は、その都度アプリ内のお知らせで配信する
- (5) チャージ方法 チャージ店で現金によりチャージ
- (6) 還元率 1%
☞還元対象期間中の利用者の加盟店でのマネー使用に対して、1%分
のマネーを後日（翌月 15 日を目途）、利用者のアプリに事務局が還元
※1 人あたりの還元上限額は毎月 30 万円の使用分まで（最大 3 千円還元/月）
※キャンペーン等により、還元率・還元上限額が変動する場合あり
- (7) 使用期限 2026 年 3 月 31 日（火）まで
※期限を更新する場合は、その都度アプリ内のお知らせで配信する
- (8) チャージ期限 終了となる 30 日前までにお知らせ
- (9) その他
 - ・行政への協力等に対して、市が利用者のアプリに直接マネーを付与する場合あり
※扱いは、購入（チャージ）で取得したマネーと同様
 - ・マネー利用額の一定割合が加盟店の指定する社会課題の解決を目的とし
て行う市の事業の基金に積立てられる
基金の例…脱炭素や子育て支援など

2 マール概要

- (1) 名 称 ひらつか☆スターライトマール
- (2) 対 象 市外在住の方から平塚市へのふるさと納税（寄附）に対して発行
※返礼品の 1 つとして用意し、寄附者が選択することで発行に至る
- (3) 返 礼 率 寄附金額の 30%
- (4) 購入方法 マールは平塚市が寄附者のアプリに直接付与するため、チャージ店でのチャージはありません。平塚市の契約する「ふるさと納税専用サイト」又はアプリ内からの手続きです。
- (5) 使用期限 2026 年 3 月 31 日（火）まで
※期限を更新する場合は、その都度アプリ内のお知らせで配信する

- (6) マーレ取扱店 加盟店のうちマーレ取扱店になることを希望する店舗で、国の定める地場産基準に適合する店舗のみが登録可能
本事業ではマーレ取扱店になることができる店舗を「業種」で設定しています。詳細は、加盟店登録の際の画面でご確認ください。

3 マネー又はマーレの使用対象にならないもの

- (1) たばこ事業法（昭和 59 年 8 月 10 日法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入
- (2) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- (3) 出資や債務の支払い（税金、保険料、振込手数料など）
- (4) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (5) 金、プラチナ、銀、有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (6) 商品券の交換または売買・土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産や資産性の高いもの（自動車）に関わる支払い
- (7) 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業のうち、同条第 4 項を除くものに係る支払い
- (8) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (9) 国や地方公共団体への支払い（公営ギャンブル含む）
- (10) 会費、商品及びサービスの引換代金を前払いとするもののうち、マネー等の使用期限を超えるもの
- (11) 営利を目的とした、第三者に転売する商品等の購入
- (12) その他、加盟店等が指定するもの

※（11）は、マネー等による支払い対象外であることを利用者に明示することが必要です

4 加盟店

要件

マネーを使用できる店舗である加盟店に応募できるのは、平塚市内に事業所を有する個人又は法人であり、①に対応できる方です。

ただし、②のいずれかに該当する方は、応募ができません。

①すべてに対応できる方

- (1) 当市又は事務局から送信する電子メールを確認し、適切に対応できること
- (2) 加盟店等の登録のために設けるウェブページからの登録又は事務局が電子メール等により案内する方法で登録ができること
- (3) 登録後、本事業の期間終了まで本事業に参加する意思があること
- (4) 使用されたマネーの額に応じた決済手数料（1.5%）の支払い（徴収）について、理解していること

②応募ができない方

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当する営業を営む者のうち、同条第 4 項を除く者

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団に関係する者
- (3) 業務の内容が、公序良俗に反する営業を行う者
- (4) その他市長が不適当と認める者

加盟店登録

2025年度（令和7年度）に新たに参加を希望する場合は、事業者向けサイトのお申し込みフォームから案内に従って登録してください。

事業者向けサイト

<https://hiratsuka-shop.yomsubi.com/>



5 チャージ店：申込期限 2025年9月末日まで（予定）

チャージ店登録

チャージ店は、現金と引き換えにスターライトマネーをチャージできる店舗です。
市が指定する場合を除き、加盟店登録をしている店舗です。**※チャージ店のみの登録は不可**
詳しくは、別紙「チャージ店募集要項」をご覧ください。

6 マーレ取扱店の登録

上記「4 加盟店」のうち、国の定める地場産基準に該当する店舗で、マーレ取扱店への登録を希望する店舗は、加盟店登録申請後に運営事務局から電話がありますのでその時にお申し出ください。

地場産基準（要約） （平成31年総務省告示179号第5条および指定制度運用についてのQ&Aより）

区域内で、

- ・生産（1号該当）
- ・原材料の主要部分が生産（2号該当）
- ・製造、加工などの過程で主要部分が行われており、相当の付加価値がある（3号該当）
- ・役務の提供、これに準じるもので、平塚市に相当程度関連性があり、全国的に店舗展開をしていない（7号該当）

本事業では、国の定める地場産基準に該当しているかを加盟店登録の際の「業種」で判断しています。

○がマーレ取扱店登録申請→審査 ×は原則として登録申請不可

※ただし、業種で便宜的に分類しているものであるため疑義がある場合はご相談ください

※国の示す考え方などにより年度途中であっても、マーレ取扱店としての登録を取り消さざるを得ないことがありますのでご了承ください。

主として物販

総合スーパー・食料	×
コンビニ	
薬局・ドラッグストア	
家電・家具	
ディスカウントストア・ホームセンター	
自動車・バイク・自転車関連	
ガソリンスタンド	
衣料品	
生活小物・雑貨	
その他（市内で製造したものを販売）	○
その他（いずれにも該当しない）	×

主としてサービス提供

レストラン・食堂	○
居酒屋・バー・スナック	
飲食業（その他）	
理美容・健康サービス	
娯楽・レジャー・スポーツ	
クリーニング	
医療・福祉	
ホテル・旅館・民宿	
タクシー	
その他（いずれにも該当しない）	

7 加盟店等の留意事項

遵守事項

加盟店等は、次の事項を遵守する必要があります。

また、市又は事務局は、加盟店等が次の事項を遵守しているか、必要に応じて調査することができ、この場合、加盟店等は調査に協力していただきます。

- (1) のぼり旗等を店頭等の目立つ場所に表示するよう努めること
- (2) 対象取引において、マネー等の使用を拒まないこと
- (3) 自らの事業上の取引に使用しないこと
- (4) 自店舗で使用されたかのように偽って取引する等の不正な行為を行わないこと
- (5) その他事業実施要綱等の趣旨に反すると認める行為をしないこと

認証取り消し等

事業実施要綱等に違反する行為が認められた場合、加盟店等としての認証を取り消す場合があります。また、不正な行為により損害金が発生したときは請求する場合があります。

なお、遵守事項における違反行為の有無について、聞き取り調査を行う場合があります。その場合、マネー等の売上に係る資料の提出などを求めます。

留意事項

- ① 加盟店、マーレ取扱店としての登録は、本事業の期間終了の2026年3月末まで参加する意があることを前提としています。（ただし、事業の内容により変更あり）
万が一、離脱する場合は、原則として解約日の1か月前までに、当市又は事務局に電子メール又は書面にて申し入れが必要です。

なお、加盟店等の独自の判断により本事業から離脱等することでクレームや損害が発生した場合は、当該店舗にご対応いただくほか、次回以降の事業を実施した場合の参加について、通常よりも慎重に検討させていただかざるを得なくなりますので、くれぐれもご留意ください。

- ② 対象取引におけるトラブル等は、明らかなシステム障害等を除いて、事務局及び市は関与しかねますので、予めご了承ください。
- ③ 利用者が閲覧する専用サイトに掲載している店舗の「ジャンル」等、店舗情報の変更について、市または事務局が適切なものに差し替えることがありますので、予めご了承ください。

精 算

加盟店でのマネー使用、マーレ取扱店でのマーレ使用額を、次のスケジュールで事務局から振り込みます。

ただし、加盟店等がアプリを利用して独自に実施したアンケートで利用者にマネーを報酬として配布した場合は、報酬総額を差し引いて振り込みます。報酬総額がマネー・マーレの使用額を超過した場合は、加盟店等から事務局に振り込みしていただきます（振り込み日は事務局にお問い合わせください）。

マネー等の換金スケジュール

	締め切り日	事務局からの振込日
1日から月末日分	当該月末締め	締め日の翌月5営業日以内を予定

※振込金額が正しいかは、管理用サイトから取引履歴や実績、支払通知書をご自身でご確認ください。

※取引のキャンセル処理は、当該取引が発生した当月中しかできません（月をまたぐキャンセル処理は不可）。

キャンペーン

一時的に本サービスを利用したキャンペーン（マネー還元率引き上げキャンペーン等）を実施することがあります。

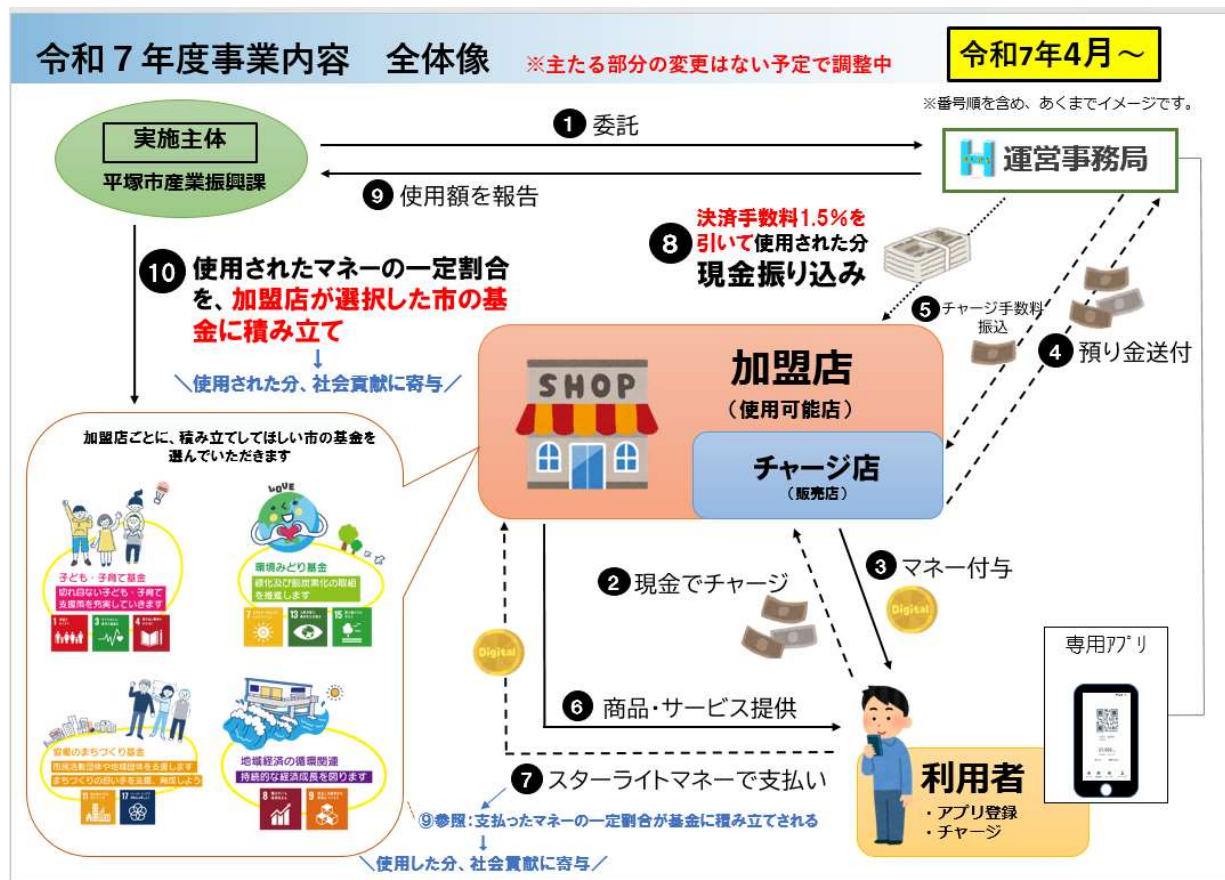
キャンペーンを実施する場合は、別途、利用者に先立って加盟店にメールでご連絡しますので、事務局及び市からの連絡には必ず目を通していただくようお願いいたします。

お知らせ等の機能

大型小売店舗（ただし、当市との協定締結内容を除く）がお知らせ等機能の登録申請する場合は有料です。

※大型小売店舗…大規模小売店舗立地法に基づく平塚市内の店舗面積 1,000 m²以上の大型小売店舗（当該施設のテナント含む）

- ① 大型小売店舗が全体の告知等のために活用する場合 2,000 円/回
（例：〇/〇～〇/〇 サマーセール開催など）
- ② 大型小売店舗内の店舗が独自で告知等のために利用する場合 500 円/回
（例：〇〇〇ショップで先着〇名にノベルティグッズプレゼントなど）



8 お問い合わせ先

〈ひらつか☆スターライト運営事務局〉

フェリカポケットマーケティング株式会社

電 話 0570-06-0505 （平日10:00～19:00）

e-mail hiratsuka@felicapocketmk.co.jp

※オペレーターに「ひらつか☆スターライトについて問い合わせです」とお伝えください。

〈事業実施団体〉

平塚市 産業振興部 産業振興課

住 所 〒254-8686 平塚市浅間町9番1号（平塚市役所本館5階）

電 話 0463-21-9758 （平日8:30～17:00）

FAX 0463-35-8125

e-mail sangyo-s@city.hiratsuka.kanagawa.jp

〈協力団体〉

平塚商工会議所 地域振興課

住 所 〒254-0812 平塚市松風町2番10号

電 話 0463-22-2512 （平日8:30～17:00）

FAX 0463-24-0079